

静岡州市街化調整区域における
地区計画適用についての基本的な方針

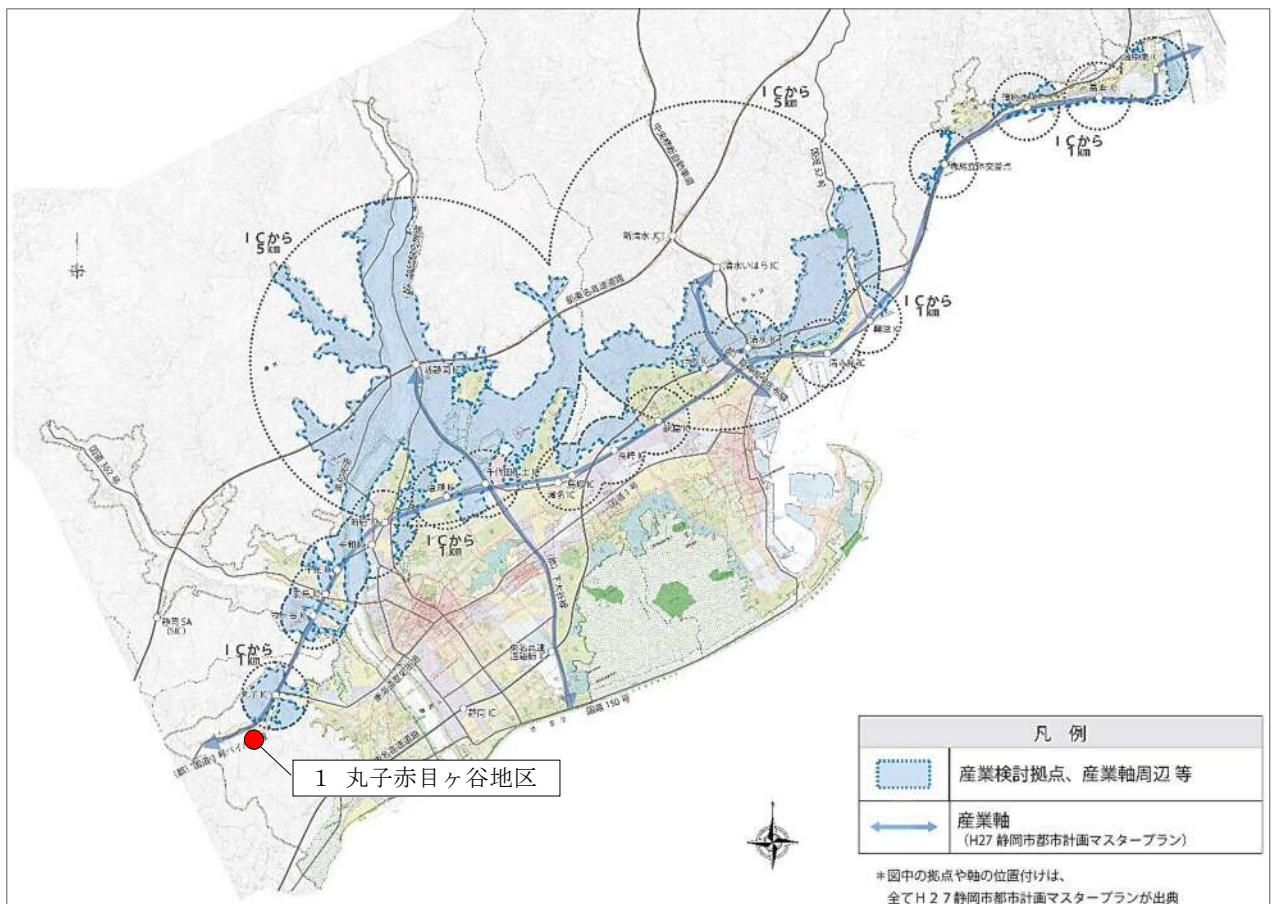
【適用地区編】

適用地区の認定一覧

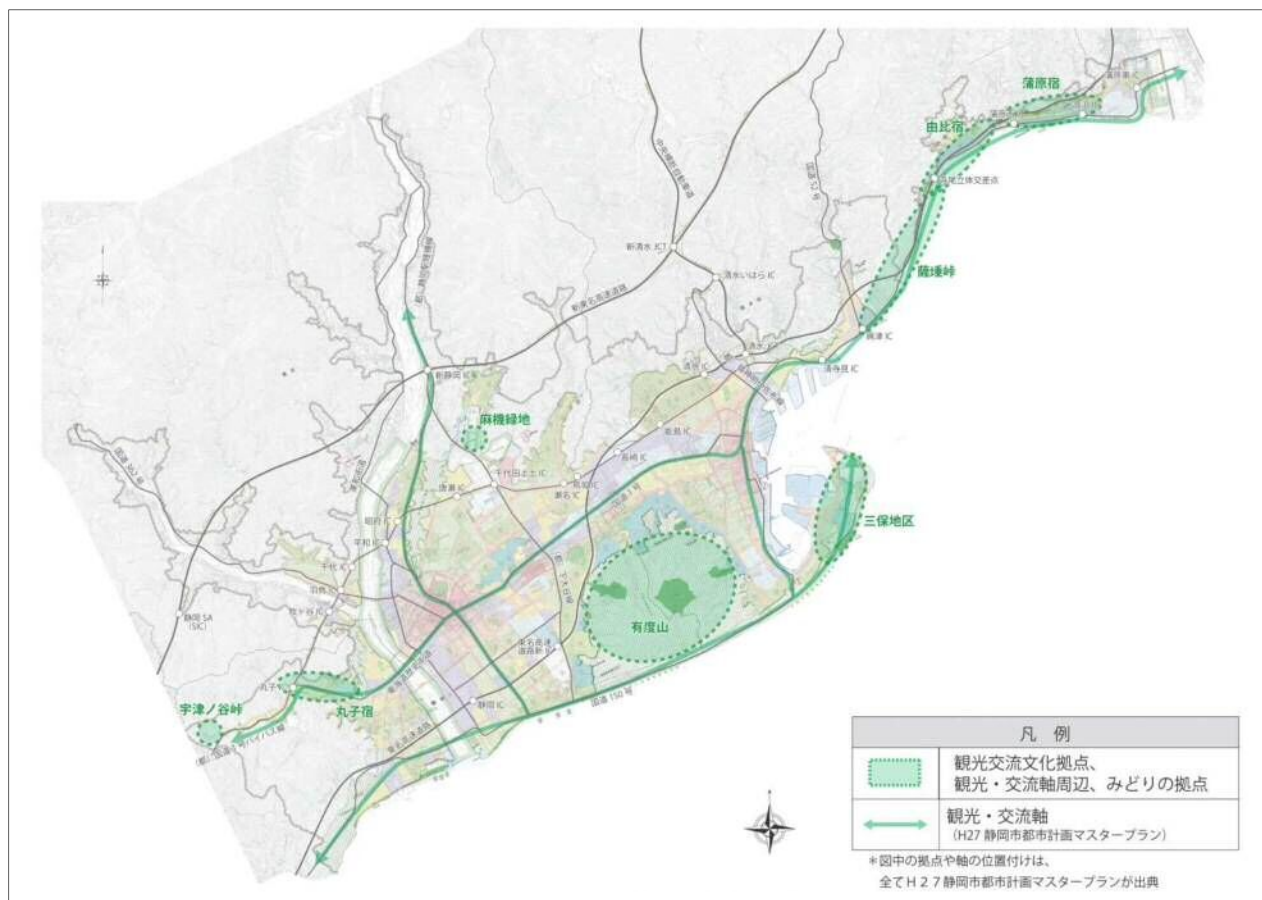
番号	分類	地区名称	ページ
1	産業系土地利用誘導エリア	丸子赤目ヶ谷地区	3

位置図

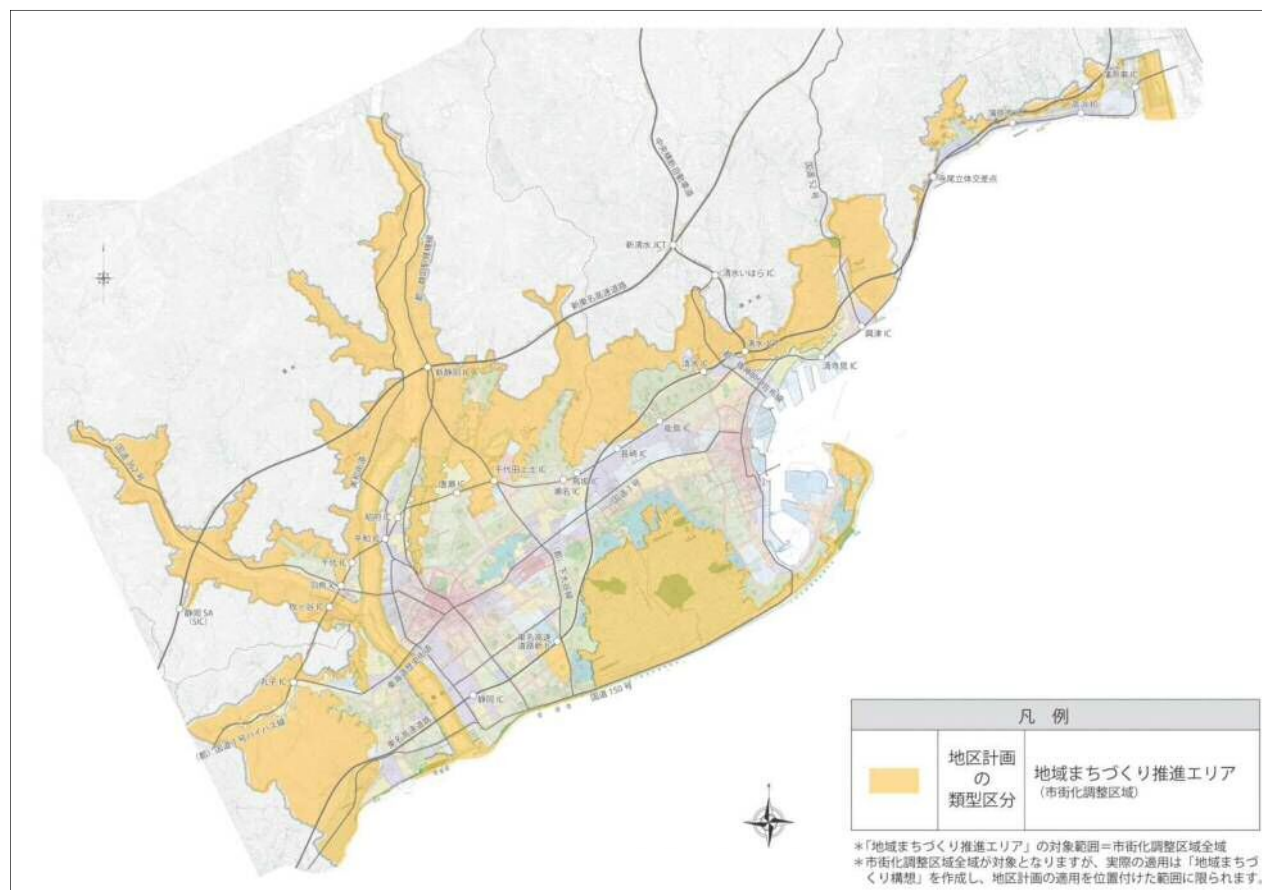
○産業系土地利用誘導エリア



○観光資源活用エリア（適用地区なし）



○地域まちづくり推進エリア（適用地区なし）



1 丸子赤目ヶ谷地区

名 称	丸子赤目ヶ谷地区計画
位 置	静岡市 駿河区 丸子字赤目ヶ谷 地内
規 模	約 6.2ha
地区計画の目標	<p>本地区は、静岡市駿河区西部の都市計画道路3・1・1号国道一号バイパス線の沿道に位置し、新東名高速道路及び東名高速道路のいずれのインターチェンジ及びスマートインターチェンジに幹線道路で接続している交通利便性の高い地区である。</p> <p>静岡市都市計画マスタープランにおいて、広域基盤の戦略的活用を図ることとして、都市計画道路3・1・1号国道一号バイパス線を産業軸に、その沿道を産業検討地に位置づけている。また、市街化調整区域での産業の導入を進める際は、地区計画の適用を検討することとしている。</p> <p>本地区計画は、岩石採取事業跡地の無秩序な開発を抑制し、立地条件を活かした産業団地の計画的な整備を誘導するとともに、建築物等に対して適正な規制及び誘導を行い、周辺の環境に配慮した良好な産業環境の形成及び維持を図ることを目的とする。</p>
土地利用の方針	<p>地域の特性を活用した分野の企業立地を推進するため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に規定する地域経済牽引事業として静岡市が定めた分野の企業立地を推進し、工場、事務所、物流倉庫その他これらに関連する施設の立地を図る。</p> <p>①A地区 隣接する都市計画道路国道一号バイパス線の沿道における市街地環境と調和した規模の産業用地の形成を目指す。</p> <p>②B地区 周辺の自然環境との調和に配慮した産業用地の形成を目指す。</p>
(位置図)	(計画図)
	

2 ○○地区

名称	○○地区計画	
位置	静岡市 ○○区 ○○ 地内	
規模	約○○ha	
地区計画の目標		
土地利用の方針		
(位置図)		(計画図)

静岡州市街化調整区域における
地区計画適用についての基本的な方針

【適用地区編】

令和5年12月 丸子赤目ヶ谷地区 追加

発行：静岡市 都市局 都市計画部 都市計画課